平成２５年（フ）第４号
北海道浦河郡浦河町堺町東３丁目20番25号
債務者　浅野　愛美
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
北海道苫小牧市字沼ノ端920番地の85
債務者　小倉　一枝
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第２８号
仙台市若林区二軒茶屋８番43号
債務者　齋藤　隆史
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１５１７号
京都市西京区大枝西新林町４丁目５番地12棟203号
債務者　村迫　侑哉
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５６２号
京都市山科区大宅関生町16番地　エルシティ早稲ノ内102号室、前住所京都府京丹後市弥栄町鳥取1866番地の１
債務者　中山　佳美
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５７２号
京都市中京区壬生坊城町15番地５　四条大宮葵ビル403号
債務者　大幡　恒二
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５８６号
京都市山科区西野八幡田町17番地１
債務者　宇都宮万里子
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５９８号
京都市右京区梅津尻溝町41番地５　梅の宮ハイツ501号
債務者　津田智香子
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５９９号
京都市右京区梅津尻溝町41番地５　梅の宮ハイツ501号
債務者　津田　清美
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２５号
京都府宇治市伊勢田町砂田113番地の15
債務者　鵜飼麻奈美（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３５７号
奈良市西大寺高塚町１番９－９号
債務者　山本　善雄
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４８６号
奈良市六条西３丁目26－３－101、住民票上の住所奈良市藤ノ木台１丁目２番６－411号
債務者　馬場　知紀
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５１１号
奈良市横井５丁目452番地101号
債務者　杉本　初江
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５１５号
奈良県大和郡山市九条町302番地２　くろーば九条405号室
債務者　平本　英昭（旧姓塩路）
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１２号
松江市浜乃木２丁目１番10号　ユニメント高橋103、前住所松江市玉湯町玉造327番地
債務者　勝部惠美子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２４２号
広島市西区福島町２丁目９番２―302号
債務者　柿原　富代
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３２８号
広島市佐伯区湯来町大字伏谷21番地324
債務者　有馬　正枝
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４７号
広島市中区堺町１丁目７番21―404号　本多堺町ビル
債務者　岩川里枝子
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部